

「飛び出せ！文化の森」ユニバーサル・ミュージアム推進事業コンテンツ制作業務
仕 様 書

1 業務の目的

文化の森が所蔵する文化資産のデジタルアーカイブデータを用いて、「癒やしや遊び、学び」コンテンツを作成し、病院、福祉施設及び県内施設等にデジタルサイネージ等を設置し、「仮設・出張展示室」を構成するための、コンテンツとプログラムの制作・運用を行う。

2 業務の委託期間

委託契約日から令和8年3月31日までとする。ただし、コンテンツ制作については、令和7年10月10日までとする。

3 業務の内容

委託者のデータを、県内施設のデジタルサイネージ等設置に合わせて、業務期間中に映像コンテンツ及び当館職員によるコンテンツ解説映像・運用プログラム（サイネージプレイヤーを使用し運用管理するため）を制作すること。

業務当日における各県内施設（県南部の病院、その他徳島市内近郊施設）3ヶ所においてのイベント当日の運用管理を行うこと。

※投影する機器詳細及びサイネージプレイヤー機器については、別紙1・2を参照すること。

(1) 県内施設等で投影する映像コンテンツの制作及び運用プログラムの制作

- ① 現在公開されている文化の森デジタルアーカイブデータを参考に提案資料等を作成すること。
- ② 人物・文化の森に係ることをテーマにした映像
- ③ 自然、文化等をテーマにした映像
- ④ 四季を取り入れた映像
- ⑤ 必要に応じて上記①・②・③と共に活用するアニメーション、CGなど
- ⑥ 制作する映像は各館1コンテンツ以上（図書館・博物館・近代美術館・鳥居龍蔵記念博物館・文書館）とコンテンツ解説映像1コンテンツを目安とするが、制作コンテンツの内容により、制作本数は委託者と調整し、必要に応じて特殊な機材のレンタル等により撮影及び制作を行うこと。
- ⑦ 撮影した映像を編集し、県内施設等で放映する映像コンテンツの制作すること。必要に応じて既存の映像素材等も活用できるものとする。
- ⑧ 各県内施設（県南部の病院、その他徳島市内近郊施設）3ヶ所に設営する。期間と場所の詳細については、委託者より通知する。
- ⑨ 県内施設等に設置するデジタルサイネージ等で「仮設・出張展示室」として運用できるプログラム制作を行うこと。
- ⑩ 委託者に対して設置機器の操作説明を行うこと。
- ⑪ 県内施設にて運用期間が終わった後のデジタルサイネージ等機器の引き上げ（解体撤去清掃）を行うこと。

(2) 映像制作チームの編成

- ① クリエイターを中心に映像制作チームを編成すること。
- ② 映像全体に統一性を持たせるため統括ディレクターを置くこと。

- ③ 統括ディレクターは、委託者及び関係者と連携の上、映像制作チームを業務に従事させること。
- ④ その他、イラストレーター、アニメーター等、専門的な技術者が必要な場合、委託者と協議の上、チームと協同させること。
- ⑤ 撮影等のスケジュールが変更となった場合や急遽撮影が必要となった場合においても、対応できる体制を構築すること。

(3) 制作映像の投影について

- ① 5～10分程度の県内施設等で放映する映像であるため、1コンテンツ2分程度を想定している。
- ② 4K60pでの撮影を行うこと。
- ③ スタジオや観光施設等の使用料や特殊な機材での撮影が必要となる場合のレンタル料等は、原則的に委託料の中で賄うこと。
- ④ コンテンツ解説映像は、各館コンテンツ映像に同期して字幕および音声による説明映像を作成すること。

4 業務の進め方

- (1) 業務の遂行に当たっては、委託者と十分な協議、調整を行いながら進めること。
- (2) 必要に応じて、委託者の指示により案を示し、確認を受けた上で業務を進めること。
- (3) 県内施設等での作業等に関してガイドラインやルールが定められている場合は、それに従い業務を進めること。
- (4) 県内施設等の設計書等、業務の遂行に必要な資料等は委託者から受託者へ提供する。
- (5) 参加者への保険対応
参加者の会場内での万一の事故に備えるために、必要最低限の傷害保険を掛けること。保険にかかる経費については、乙が負担する。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議して決定するものとする。

5 委託業務完了報告書等の提出

受託者は、委託業務完了後、速やかに委託者が指定する様式による委託業務完了報告書、委託業務に係る経費の明細書（任意様式）及び業務内容を記載した報告書（任意様式）を提出すること。

なお、委託業務完了報告書以外の書類は、電子データでの提出も可能とする。

6 制作物、提出書類

- (1) 撮影した映像の編集前ファイル（電子データを提出）
※提出範囲は、委託者と調整
- (2) 制作した映像ファイル（電子データを提出）
- (3) 委託業務完了報告書
- (4) 委託業務に係る経費の明細書（電子データでの提出可）
- (5) 業務内容を記載した報告書（電子データでの提出可）

7 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権等の取扱いには十分注意すること。著作権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (2) 本業務の制作物及びその構成素材（制作過程で作られた素材等も含む。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利

は、委託者に帰属し、業務終了後においても委託者が自由に無償で利用できるものとする。なお、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

- (3) 本業務に使用する映像等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 受託者は、本業務の制作物が第三者の著作権を侵害しないことを補償し、第三者から制作物に関して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 撮影場所は、原則文化の森総合公園内で行うこと。
- (7) 本業務に必要なデータは、本業務にのみ利用すること。（他の業務での使用は認めない。）

9 コンテンツ制作作業後の運営スケジュール

コンテンツ完成	令和7年10月10日
テスト期間	令和7年10月11日～10月31日
施設での常設	令和7年11月1日～11月29日
施設でのイベント	令和7年11月30日
県内施設（徳島市近郊）	令和8年1月下旬
県内施設（徳島市近郊）	令和8年2月上旬

端末機器仕様

(1) 自立式デジタルサイネージ用液晶ディスプレイ

① 調達機器名

種別	メーカー	型番
本体	S H A R P	PN-HW552

② ハードウェア仕様

以下のスペック相当以上とする

画面サイズ (V 型)	85 インチ以上であること
画素数 (水平×垂直)	3,840×2,160 (4K) 以上であること
輝 度 (cd/m2)	450 カンデラ以上であること
ヘイズ値	25%以上～60%以内 ※保護フィルム等で対応可
視野角 (左右/上下)	178/178 度以上であること
縦置き設置	対応していること
スタンド	ロック機能付きのキャスター式で、高さ調整可能なディスプレイスタンドを付属すること
バックライト	直下型 LED であること
スピーカー	10W 以上のスピーカーを 2 個以上搭載していること
入力端子	HDMI 端子×1 個以上、USB 端子×1 個以上、LAN 端子×1 個以上、ヘッドホン出力端子×1 個以上、それぞれ搭載していること
質量	55kg 以下であること (本体のみ)
付属品	リモコン、リモコン用電池 (必要数)、電源コードを付属すること
その他	HDMI ケーブル (プレミアムハイスピード以上) 3m : 1 本/台を含むこと

(2) 自立式デジタルサイネージ用液晶ディスプレイ (サブ)

① 調達機器名

種別	メーカー	型番
本体	S H A R P	PN-HW552

② ハードウェア仕様

以下のスペック相当以上とする

画面サイズ (V 型)	55 インチ以上であること
画素数 (水平×垂直)	3,840×2,160 (4K) 以上であること
輝 度 (cd/m2)	350 カンデラ以上であること
ヘイズ値	25%以上～60%以内 ※保護フィルム等で対応可
視野角 (左右/上下)	178/178 度以上であること
スタンド	ロック機能付きのキャスター式で、高さ調整可能なディスプレイスタンドを付属すること
バックライト	直下型 LED であること
スピーカー	10W 以上のスピーカーを 2 個以上搭載していること

入力端子	HDMI 端子×1 個以上、USB 端子×1 個以上、LAN 端子×1 個以上、ヘッドホン出力端子×1 個以上、それぞれ搭載していること
質量	25kg 以下であること（本体のみ）
付属品	リモコン、リモコン用電池（必要数）、電源コードを付属すること
その他	HDMI ケーブル（プレミアムハイスピード以上）3m：1 本／台を含むこと

別紙 2

（3）サイネージプレーヤー

① 調達機器名

種別	メーカー	型番
本体	BrightSign	BS/XT2145W

② ハードウェア仕様

以下のスペック相当以上とする。

対応画像フォーマット	BMP, JPEG, PNG に対応すること
対応ビデオフォーマット	H. 265/HEVC, H. 264/AVC, VP9, MPEG 4 part 2 に対応すること
対応オーディオフォーマット	AAC, MP3, WAV, AC3, に対応すること
その他のメディアフォーマット	HTML に対応すること
ネットワーク配信	WiFi 及び有線 LAN に対応すること
入力端子	HDMI 端子×1 個以上、USB 端子×1 個以上、LAN 端子×1 個以上、それぞれ搭載していること。コンテンツの切り替え等が行うことができる押しボタン（8 つ以上）の操作機×1 系統以上
出力端子	HDMI 端子×2 個以上
配信ソフトウェア	プレゼンテーションやスケジュール機能、ゾーン分割やインタラクティブ機能などを有するソフトウェアを付属すること
動作温度(℃)	0 度以下～50 度以上対応していること
本体サイズ(mm)	W250×D200×H20mm 以下であること
質量	1.5kg 以下であること
付属品	電源コードを付属すること